

商品概要説明書

積立式定期貯金＜エンドレス型＞

(平成30年7月1日現在)

商品名	・積立式定期貯金＜エンドレス型＞
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期間	・積立期限には定めがありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・自動振替により、1 か月、2 か月、3 か月、6 か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1円以上 ・1円単位
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 <p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金＜単利型＞または大口定期貯金の約定利率を適用します。 <p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 <p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金＜単利型＞または大口定期貯金の計算方法を適用します。 <p>・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 平成49年12月31日までの適用となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	-
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまは総合口座の担保に組み入れることができます。 (貸越利率は担保積立式定期貯金の利回りに年0.5%を上乗せした利率) ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JAにお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当JAまたはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227) 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279) 民間総合調停センター(大阪府) 岡山弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお</p>

	申し出ください。)
その他参考となる 事項	-

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAバンク徳島

(注) 表示において「当JA」は、お客さまがご利用されるJAを指します。